

職場復帰リハビリテーション実施要綱

平成14年7月29日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神疾患により休職中の職員（以下「職員」という。）が円滑に職場復帰できるよう、治療の一環として職場において行うリハビリテーション（以下「リハビリテーション」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(リハビリテーションの対象職員)

第2条 リハビリテーションは、職員の主治医が必要と認め、かつ、職員の希望する場合において、当該職員（以下「対象職員」という。）に対して行うものとする。

(リハビリテーションの実施期間)

第3条 リハビリテーションの実施期間は、1か月以内で総務部長が必要と認める期間とし、延長はしない。但し、職場復帰の可能性が高いと認められる場合は、連続して最大3か月以内に限り総務部長が必要と認める期間の延長はできるものとする。

(リハビリテーションの内容)

第4条 リハビリテーションの内容は、総務部長が対象職員の主治医と相談し、定める。

(リハビリテーションの手続)

第5条 リハビリテーションの手続は、次のとおりとする。

- (1) 対象職員がリハビリテーションを希望する場合には、職場復帰リハビリテーション申請書（第1号様式）に主治医の診断書を添えて所属長を通じて総務部長に申請するものとする。
- (2) リハビリテーションの承認は、総務部長が行うものとする。

(リハビリテーション中の状況把握)

第6条 総務部長は、職員のリハビリテーションの実施期間中、当該職員に関し、産業医及び衛生管理者に助言を求めるとともに、職員及び所属長と連絡を密にして経過観察を行うものとする。

(リハビリテーションの結果報告)

第7条 所属長は、職員のリハビリテーションが終了したときは、職場復帰リハビリテーション結果報告書（第2号様式）により総務部長に報告するものとする。

(リハビリテーションの承認の取消し)

第8条 総務部長は、職員が次に掲げるいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 職員の心身の状況が、リハビリテーションに耐えられないと認められるとき。
- (2) 職員の心身の状況が、リハビリテーションを必要としないと認められるとき。

(3) その他リハビリテーションが適当でないと認められるとき。

(リハビリテーション中の給与等の取扱い)

第9条 職員は、リハビリテーションの実施期間中において法令に定めがあるものを除くほか、いかなる給与も支給されない。また、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による補償を受けることができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

第1号様式

職場復帰リハビリテーション申請書

防府市総務部長 様

年 月 日

所 属

氏 名

私は、職場復帰リハビリテーション実施要綱に基づき、主治医の診断書を添えて次のとおりリハビリテーションを申請いたします。

1 職場復帰リハビリテーションを希望する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 診断書 別添

第2号様式

職場復帰リハビリテーション結果報告書

防府市総務部長 様

年 月 日

部

課長

職場復帰リハビリテーションを実施しましたので、結果を次のとおり報告します。

1 所属及び職員名

2 リハビリテーション期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3 リハビリテーション結果（時系列に記述すること。）